

地域猫活動に係る不妊去勢手術実施制度（無料）について

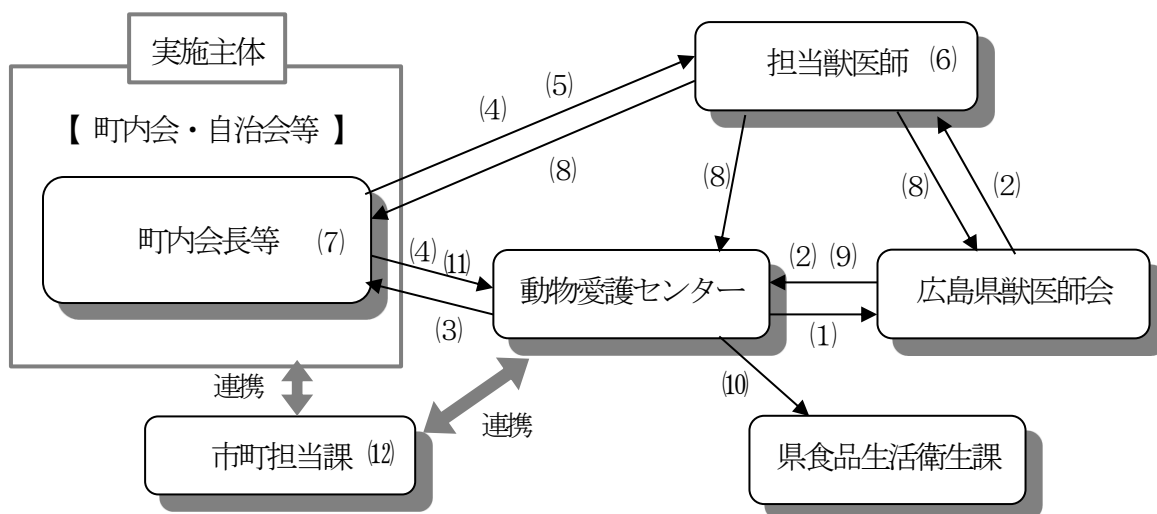
【 制度の概要 】

- 広島県内（広島市、呉市及び福山市を除く。）で実施される「広島県地域猫活動ガイドライン」に則した地域猫活動を対象に、無料で不妊去勢手術を実施
- 広島県獣医師会との協働事業（不妊去勢手術の実施を広島県獣医師会に委託）
- 令和7年度実施頭数：600頭（先着順で600頭に達し次第終了）

【 関係者の役割 】

町内会・自治会等 （申請者）	・ 申請書を動物愛護センターに提出 ・ 担当獣医師との調整（不妊去勢手術実施スケジュール、猫の搬入日時等の決定） ・ 保護した地域猫を動物病院等へ搬入 ・ 担当獣医師へ「地域猫活動に係る不妊去勢手術支援承認通知書」を提示 ・ 「管理している猫の一覧（兼不妊去勢手術実施台帳）」を担当獣医師に提出 ・ 手術実施後の地域猫を引き取り、元の場所へリターン ・ 動物愛護センターに「地域猫活動に係る不妊去勢手術完了報告書」を提出
担当獣医師 （手術の実施）	・ 町内会・自治会等との調整（不妊去勢手術実施スケジュール、猫の搬入日時等の決定） ・ 不妊去勢手術の実施（雄は右耳、雌は左耳の耳先をV字カット） ・ 「管理している猫の一覧（兼不妊去勢手術実施台帳）」に必要事項を記入し町内会・自治会等へ返還するとともに、その写しを動物愛護センター及び広島県獣医師会へ提出
広島県獣医師会 （調整）	・ 担当獣医師の決定及び動物愛護センターへの連絡 ・ 担当獣医師が実施した不妊去勢手術の実施状況を取りまとめ、動物愛護センターへ報告
市町担当課 （連携・調整）	・ 町内会・自治会等及び動物愛護センターとの連携・調整
動物愛護センター （申請受理機関）	・ 申請書を受理・審査して承認を決定するとともに、町内会・自治会等へ「地域猫活動に係る不妊去勢手術支援承認通知書」を送付 ・ 広島県獣医師会へ担当獣医師の決定を依頼 ・ 広島県獣医師会が決定した担当獣医師を町内会・自治会等へ報告 ・ 不妊去勢手術の実施状況を県食品生活衛生課へ報告 ・ 各関係者との連携・調整

【 不妊去勢手術の具体的な進め方 】



- (1) 動物愛護センターは、広島県獣医師会に「担当獣医師」の決定を依頼する。
- (2) 広島県獣医師会は、担当獣医師を決定し、動物愛護センターに連絡する。
- (3) 動物愛護センターは、町内会長等に担当獣医師を連絡する。
- (4) 町内会長等は、担当獣医師と調整し、不妊去勢手術実施スケジュールを作成するとともに、猫の搬入日時、その他必要な事項を決定し、その内容を動物愛護センターに連絡する。
- (5) 町内会長等は保護した地域猫を動物病院等に搬入する際に、担当獣医師に「地域猫活動に係る不妊去勢手術支援承認通知書」を提示するとともに、その写しに「管理している猫の一覧（兼不妊去勢手術実施台帳）」を添付して提出する。なお、町内会長等は地域猫を保護できず、指定された日時に動物病院等に搬入できない場合は、速やかに担当獣医師に連絡しなければならない。
- (6) 担当獣医師は不妊去勢手術を実施する際、オスは右耳、メスは左耳の耳先をV字カットする。
- (7) 町内会長等は、不妊去勢手術実施後、地域猫を引き取り、保護した場所に戻す。
- (8) 担当獣医師は、不妊去勢手術実施後、「管理している猫の一覧（兼不妊去勢手術実施台帳）」に必要事項を記入し町内会長等に返還するとともに、その写しを動物愛護センター及び広島県獣医師会に提出する。
- (9) 広島県獣医師会は、担当獣医師が実施した不妊去勢手術の実施状況を取りまとめ、動物愛護センター所長に報告する。
- (10) 動物愛護センター所長は、不妊去勢手術の実施状況を県食品生活衛生課に報告する。
- (11) 町内会長等は、承認された地域猫活動に係る不妊去勢手術を全頭完了した場合は、遅滞なく動物愛護センター所長に「地域猫活動に係る不妊去勢手術完了報告書」を提出する。
- (12) 町内会長等及び動物愛護センターは、不妊手術の実施にあたっては、市町担当課と十分連携して調整・協議等を行う。